

# 個人データに関する 国際的なデータ流通の枠組みについて

平成31年4月12日  
個人情報保護委員会事務局

# 国際的なデータ流通の枠組みの可能性

## 日EU相互認証とUS-EUプライバシーシールドのインターオペラビリティ

- ✓ US-EUプライバシーシールドの参加企業に対しては、「十分性認定に基づきEU域内から移転された個人データ」を再移転することができるのではないか

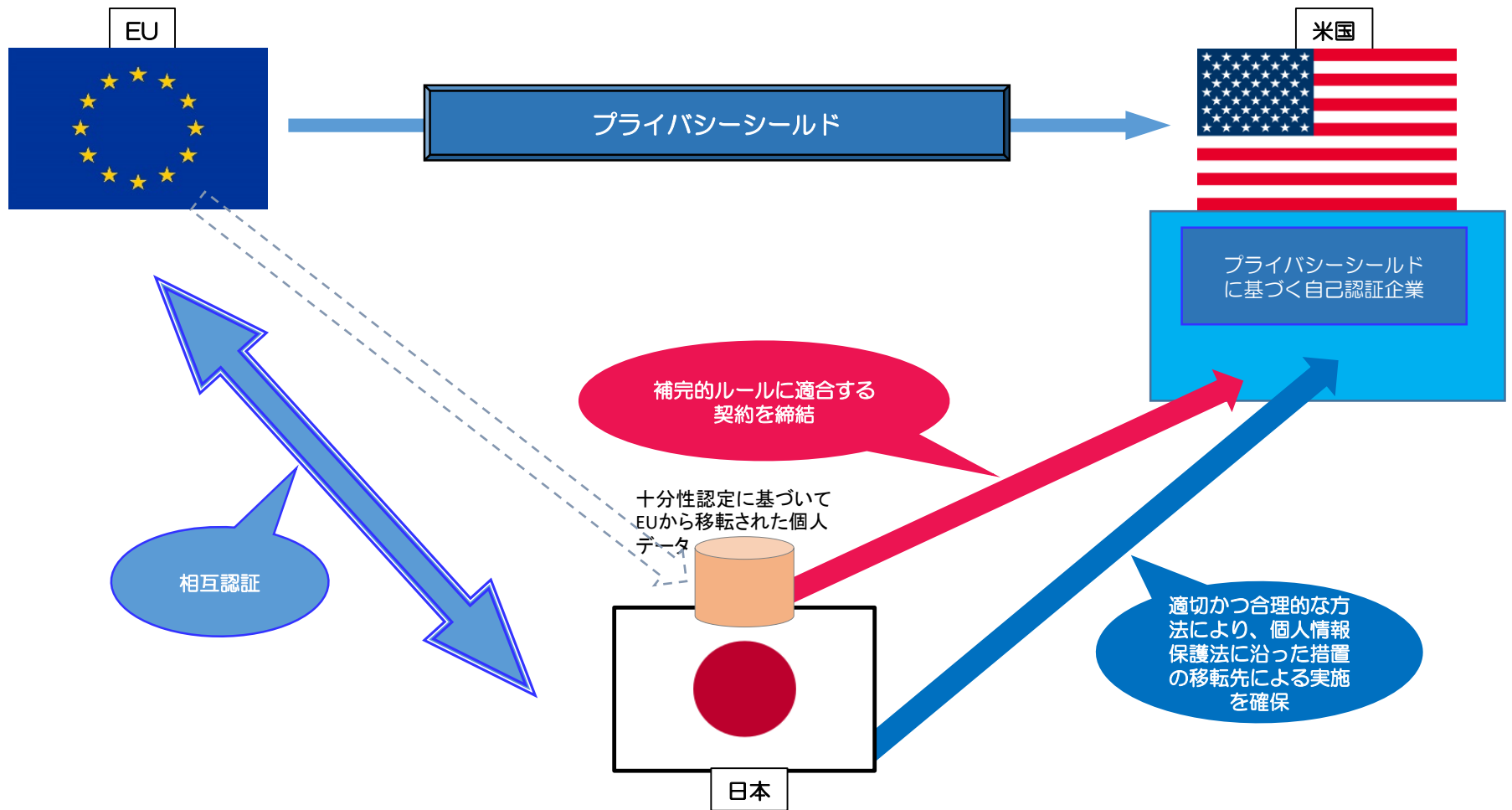
## CBPRシステムに「何か」を加えた認証方法の構築

- ✓ CBPRシステムそのものではなく、CBPRシステムを基礎とした新しい枠組みによるGDPRの認証方法とのインターオペラビリティ

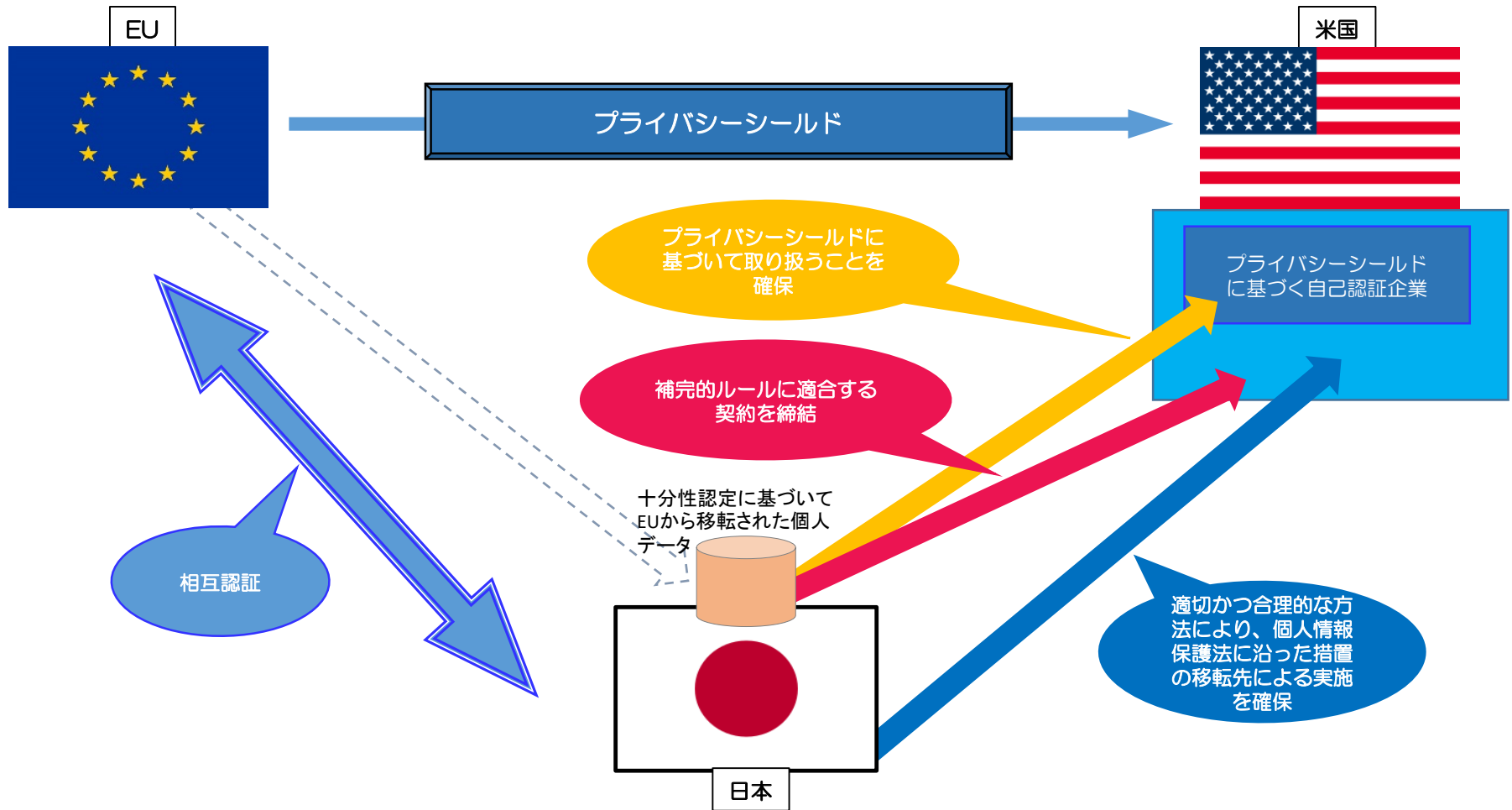
## OECDプライバシーガイドラインの活用

- ✓ プライバシー保護・個人データ流通に関するグローバルスタンダードとなり得る可能性

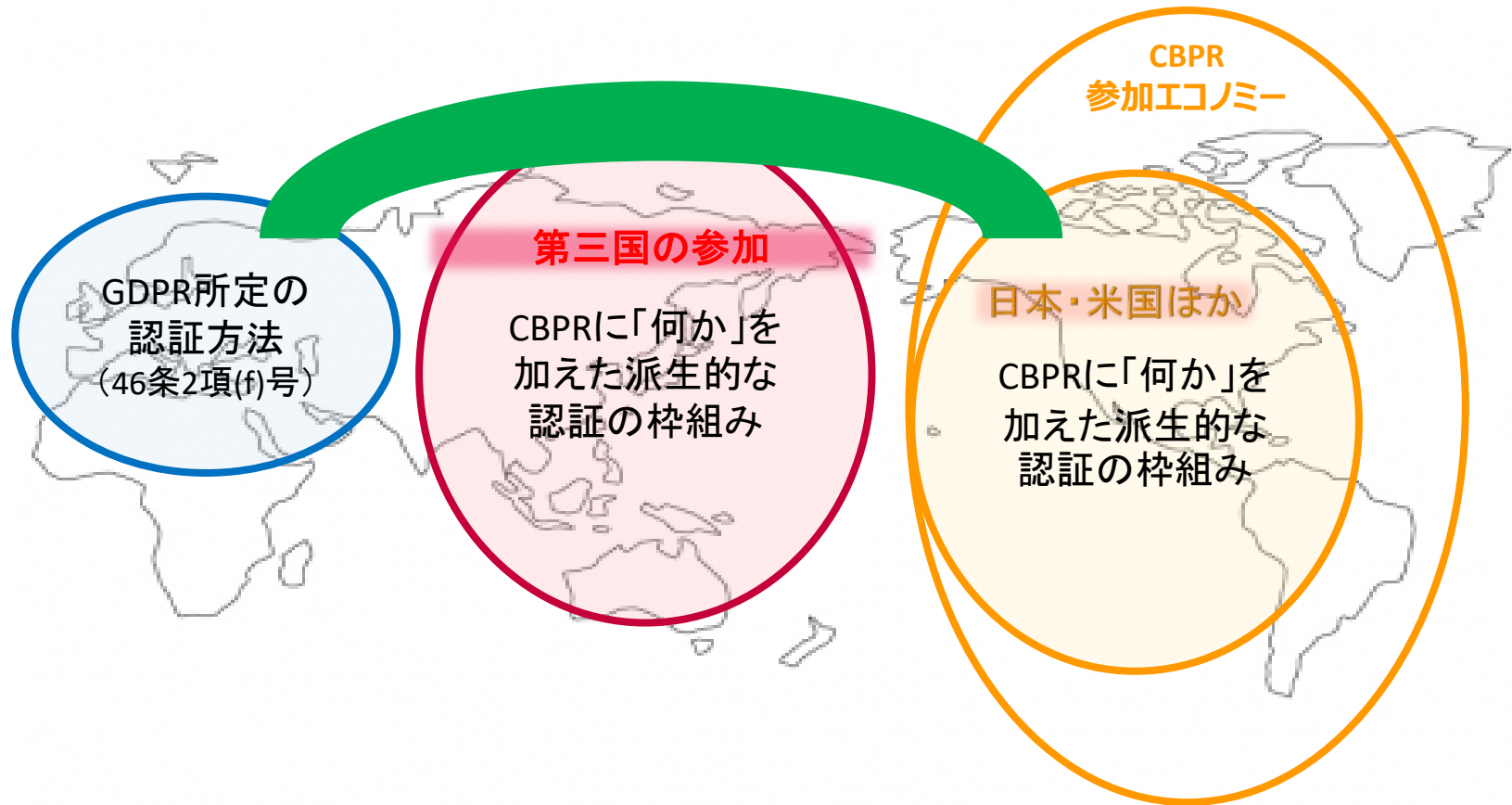
# 日・米・欧3極間のデータ流通の現状



# 日・米・欧3極間のデータ流通に関する将来の相互運用の可能性



# グローバル規模でのデータ流通枠組みの可能性



# 国際的な個人データの越境移転枠組み (イメージ)

